

徳島県選挙管理委員会告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

森 本 尚 樹	資金管理団体の届 出をした者の氏名
も り も と 尚 樹 後 援 会	資金管理団体の名称
十 月 五 日	令和三年 取消年月日